

平成24年5月18日

国宝・重要文化財（建造物）の指定について

文化審議会（会長 みやた りょうへい 宮田 亮平）は、平成24年5月18日（金）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、新たに2件の建造物（新規1件、追加1件）を国宝に、7件の建造物（新規5件、追加2件）を重要文化財に指定することを文部科学大臣に答申しました。

この結果、近日中に行われる官報告示を経て、重要文化財（建造物）は、2,391件、4,490棟（うち国宝217件、265棟を含む。）となる予定です。

◎今回の答申における特筆すべきもの

【国宝】 かんぎいん しょうてんどう 歎喜院 聖天堂 埼玉県熊谷市

聖天堂は、おくでん ちゅうでん はいでん こんげんづくり 奥殿、中殿、拝殿よりなる権現造の形式の建物である。江戸時代に発達した多様な彫刻や塗装の技法がおしみなく用いられており、建築装飾の技術的な頂点の一つをなしている。このような建物が庶民信仰によって実現したことは、宗教建築における装飾文化の普及の過程を示しており、我が国の文化史上、高い価値を有している。

【重要文化財】 うしぶせがわほんりゅうすいろ かいだんこう 牛伏川本流水路（牛伏川階段工） 長野県松本市

牛伏川本流水路は、東西延長141メートルの水路内に19基の床固（とこがため 段差）を配した特徴ある形式の砂防施設である。周辺の地形に応じて選択された独特な階段状の形式を、熟練した石積技術を用いて実現しており、技術的に高い価値を有している。

＜担当＞ 文化庁文化財部参事官（建造物担当）

参事官 村田 健一（内線 2790）

調査部門 長尾 充，金井 健（内線 2793）

登録係 富田 文雄（内線 3160）

電話：03-5253-4111（代表）

03-6734-2792（直通）

【国宝 新指定の部】

- ① 庶民信仰によってつくられた装飾の粋を凝らした宗教建築（近世以前／神社建築）
^{かんぎいん} 歎喜院 ^{しょうてんどう} 聖天堂 1棟

埼玉県熊谷市

歎喜院

歎喜院は高野山真言宗に属し、治承^{じしやう}3年(1179)の創建と伝わる。現在の聖天堂は、享保^{きやうほう}5年(1720)に歎喜院院主海算^{かいさん}が再建を発願、民衆の寄進^{きしん}を募り、地元の大工林兵庫正清^{はやしひょうごまさきよ}によって建設されたものである。

奥殿、中殿、拝殿よりなる権現造^{ごんげんづくり}の形式で、延享元年^{えんきやう}(1744)に奥殿と中殿の一部が完成し、宝暦10年^{ほうれき}(1760)までに中殿と拝殿が完成した。とくに奥殿は多彩な彫刻技法が駆使され、さらに色漆塗^{いろうるしぬり}や金箔押^{きんぱくおし}などによる極彩色^{ごくさいしき}を施してきらびやかに飾る。また、拝殿正面を開放として参詣の便をはかるなど庶民信仰の隆盛^{りゆうせい}を物語る建物である。

聖天堂は、江戸時代に発展した多様な建築装飾技法がおしみなく注がれた華麗な建物であり、技術的な頂点の一つをなしている。このような建物が庶民信仰によって実現したことは、宗教建築における装飾文化の普及の過程を示しており、我が国の文化史上、高い価値を有している。



【国宝 追加指定の部】

① 金堂の創建と修理を物語る建築部材（近世以前／寺院建築）

唐招提寺金堂

附 旧鴟尾 2個

奈良県奈良市

唐招提寺

唐招提寺は、天平宝字3年（753）に来朝した唐の僧鑑真が創建した寺院である。

旧鴟尾2個は、奈良時代後期の建設と考えられる国宝唐招提寺金堂の大棟両端に用いられていたものである。平成12年から同21年にかけて行われた保存修理工事で再使用が困難と判断され、取外された。

旧鴟尾のうち、大棟西端に用いられていたものは、腹部から続く鰭が頂部の途中で止まる初唐様式の特徴を持ち、創建当初のものと考えられる。大棟東端に用いられていたものは、元亨3年（1323）の銘があり、鎌倉時代の修理において、前者を模して製作されたものである。

旧鴟尾は金堂の創建とその後の修理を物語る建築部材として価値が高い。



大棟西の鴟尾



大棟東の鴟尾

【重要文化財 新指定の部】

- ①伊達政宗の正室愛姫をまつる靈廟（近世以前／神社建築）
陽徳院靈屋 1棟

宮城県松島町
陽徳院

陽徳院は、松島湾の沿岸部に所在し、瑞巖寺の北側に境内を構える。慶安2年（1649）、伊達政宗の正室愛姫の菩提寺として、伊達忠宗が瑞巖寺の住職雲居を招き開山した。

陽徳院靈屋は、愛姫を祀る靈廟で、万治3年（1660）の建立である。

外部は均衡のとれた形態で、黒漆塗とし、軒まわりの要所を極彩色で引締める、落ちついた仕上げとする。一方、内部は金箔押として、壁に獅子や様々な草花を描くなど華やかに仕上げる。

陽徳院靈屋は寺院に附属した大名家の靈廟として、瑞巖寺及び周辺の関連寺院に残る桃山時代から江戸時代前期までに整備された建造物群と一体的な価値を有する。また、東北地方の靈屋建築の典型を示すものとして高い価値が認められる。

○指定基準＝意匠的に優秀なもの、歴史的価値の高いもの



- ②権現造の社殿を中心に、同時代の摂社や末社を擁する社殿群（近世以前／神社建築）
八幡神社 4棟

本殿、幣殿、拝殿（1棟）、
摂社若宮八幡宮本殿、末社亀齡社本殿、隨身門

福島県相馬市
八幡神社

八幡神社は、相馬中村城の南方に境内を構える神社である。現在の社殿は、相馬中村城主の相馬家が元禄8年（1695）に造営した。

境内の南面に隨身門を開き、中央に本殿、幣殿、拝殿を建て、その周囲に複数の摂社と末社を配置する。本殿、幣殿、拝殿は権現造の形式で、彫刻や塗装で内外を豊かに装飾する。とくに本殿は、柱間を6尺に統一し、同一下絵による彫刻を多用して濃密に仕上げる。

本殿、幣殿、拝殿は、全国に普及した神社建築の系譜を引きながら、建築や装飾の技法に独特な特徴を備えており、この地方の江戸中期の神社建築を代表するものとして価値が高い。また、摂社と末社、門は、近世以来の境内の景観を今に伝えており重要である。

○指定基準＝流派的又は地方的特色において顕著なもの



③印象的な落水表情をもつ階段状の砂防施設（近代／産業・交通・土木）

牛伏川本流水路（牛伏川階段工） 1所

長野県松本市
長野県

牛伏川本流水路は、松本市南東部の筑摩山地に所在する牛伏川砂防施設の一部である。大正5年度に施工された石造の流路工で、東西延長141メートルの水路内に19基の床固（段差）を配し、全体が階段状を呈することから、階段工とも称される。

設計は、長野県内務部土木課が行い、内務省技師池田圓男が指導にあたった。階段状の形式は、アルプス溪流砂防の水路を参考として、池田が提案したものである。

牛伏川本流水路は、周辺の地形に応じて選択された独特な階段状の形式を、熟練した石積技術を用いて実現しており、技術的に高い価値を有する。また、緑化による治山を実現した牛伏川砂防施設の基幹となる施設であり、歴史的に価値が高い。

○指定基準＝技術的に優秀なもの、歴史的価値の高いもの



④吟味された良材と高い技巧による数寄屋建築群（近代／住宅）

清風荘 12棟
主屋、離れ、土蔵、附属屋、詰所、納屋、
茶室、供待、袴付及び待合、第一中門、
第二中門、正門

京都府京都市
国立大学法人京都大学

清風荘は鴨川の東、今出川通の北側に所在する。西園寺公望の京都私邸として住友家が建設したもので、大正元年に主屋が完成し、大正3年までに附属の建物が整えられた。

敷地の西半に主屋を中心として建物を配し、東に離れ、北に土蔵と納屋、附属屋、南に茶室、西に正門を設ける。主屋は各部屋を大小の中庭を介して接続し、二階座敷からは東山を望む。いずれの建物も上質の数寄屋建築で、私邸らしい落ち着いた室内意匠である。設計は住友家出入りの八木甚兵衛（二代）により、茶室や供待などを数寄屋大工の上阪浅次郎が手掛けた。

清風荘は、端正な意匠の数寄屋住宅であり、一体として整備された附属施設も残されており、近代和風建築の精華の一つとして重要である。

○指定基準＝意匠的に優秀なもの



⑤合理的な建築手法が積極的に導入された旧城主の別邸（近代／住宅）

披雲閣（旧松平家高松別邸） 3棟

本館、本館付倉庫、倉庫

香川県高松市

高松市

披雲閣は、高松城跡の三の丸に所在する旧高松城主の松平家の別邸である。清水組の設計、施工により、大正6年に完成した。

三の丸の南面に開く桜御門を正門として敷地の中央に本館を建て、海に面した北側に庭園をつ

くる。本館は、接客、居住、家政などの機能をもつ各部を廊下で接続する。江戸時代の御殿を意識した伝統的な配置や意匠をもち、百四十二畳敷の「大書院」から複数の小座敷を配した「杉の間」まで、充実した接客空間を擁する。

披雲閣は、旧城主によって近代に建設された大規模な和風住宅であり、江戸時代の城跡に再建された希少な事例である。また、近代的な組織体制により設計と施工の管理が徹底された住宅建築であり、大正時代におけるわが国の大規模和風住宅の技術的水準を示すものとして重要である。

○指定基準＝技術的に優秀なもの及び歴史的価値の高いもの



【重要文化財 追加指定の部】

- ① 伝統的な屋敷構えを濃密に留める大型農家（近世以前／民家）

洞口家住宅（宮城県名取市大曲）

附 米蔵、座敷蔵、味噌蔵 3棟

土地

宮城県名取市
個人、名取市

洞口家は、名取平野の水田地帯に敷地を構える農家である。主屋を中心とした宅地の正面に表門を開き、表門の後方に馬屋、主屋の後方に座敷蔵と味噌蔵を建てる。表門の正面には道路を挟んで米蔵が建つ。宅地の背後には「いぐね」と呼ばれる防風林を設ける。



洞口家住宅は旧伊達家領内を代表する大型農家として、主屋と表門、馬屋、宅地が重要文化財に指定されている。

追加指定される米蔵、座敷蔵、味噌蔵の3棟と「いぐね」を含む宅地周辺の敷地は、既に重要文化財に指定されている建造物とともに当地方の伝統的な屋敷構えを濃厚に留めており、顕著な地方的特色が認められる。

○指定基準＝流派的又は地方的特色において顕著なもの

- ② わが国最初期の本格的な近代港湾施設（近代／産業・交通・土木）

三角旧港（三角西港）施設

後方水路 1所

熊本県宇城市
宇城市

三角旧港施設は、宇土半島の北西端に位置する港湾施設である。内務省雇のオランダ人技師ムルデルの設計に基づき、明治20年に完成した。

三角旧港施設は、わが国最初期の本格的な近代港湾施設であり、建設当初の様子を良好に留めていることから、海岸に沿って築かれた埠頭、埠頭の背後の市街地を横切る3所の排水路、排水路上に架かる4基の道路橋が重要文化財に指定されている。



追加指定される後方水路は、市街地の背後の山裾に沿って設置された石造の水路である。明治時代に建設された三角旧港施設の一部であり、既に重要文化財に指定されている埠頭、排水路、道路橋と一体で、歴史的、技術的な価値を有するものと認められる。

○指定基準＝技術的に優秀なもの及び歴史的価値の高いもの

〈個別解説凡例〉

番号 特 徴 (年代区分／種類別)

名 称 員 数

複数棟指定の場合の建造物の名称, 土地* 等

所 在 地

所 有 者

(* 建造物と一体をなして価値を形成している土地をあわせて指定するもの。)

〈国宝・重要文化財（建造物）の指定件数〉

平成 24 年 5 月 答 申

国 宝

	種類別	現在指定数		新規指定		追加指定	合計	
		件数	棟数	件数	棟数	棟数	件数	棟数
近世以前の分類	神社	38	64	1	1		39	65
	寺院	152	160				152	160
	城郭	8	16				8	16
	住宅	14	20				14	20
	民家						0	0
	その他	3	3				3	3
	小計	215	263	1	1	0	216	264
近代の分類	宗教						0	0
	住居	1	1				1	1
	学校						0	0
	文化施設						0	0
	官公庁舎						0	0
	商業・業務						0	0
	産業・交通・土木						0	0
	その他						0	0
小計	1	1	0	0	0	1	1	
合計								
		216	264	1	1	0	217	265

重要文化財

	種類別	現在指定数		新規指定		追加指定	合計	
		件数	棟数	件数	棟数	棟数	件数	棟数
近世以前の分類	神社	565	1,188	2	5		567	1,193
	寺院	849	1,122				849	1,122
	城郭	53	235				53	235
	住宅	94	150				94	150
	民家	346	790				346	790
	その他	192	262				192	262
	小計	2,099	3,747	2	5	0	2,101	3,752
近代の分類	宗教	25	32				25	32
	住居	77	277	2	15		79	292
	学校	38	65				38	65
	文化施設	34	56				34	56
	官公庁舎	22	27				22	27
	商業・業務	20	27				20	27
	産業・交通・土木	66	220	1	1	1	67	222
	その他	5	17				5	17
小計	287	721	3	16	1	290	738	
合計								
		2,386	4,468	5	21	1	2,391	4,490